大学ガバナンスコードに関する報告書（令和３（2021）年度）

作成日　　2022 年３月 30 日
最終更新日　　2022 年３月 30 日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和４（2022）年３月 30 日
学校法人名		学校法人藤田学園
理事長の氏名		星長　清隆
問い合わせ先		法人本部総務部
ＵＲＬ		https://www.fujita-hu.ac.jp/

【本報告書に関する理事会及び監事の確認状況】		
記載事項	**更新の有無**	**記載欄**
理事会による確認		この報告書の内容については、令和４（2022）年３月 30 日開催の理事会において審議し、了承しています。 大学ガバナンスコードの各原則の実施状況において、実施していないとされた事項については、今後、委員会を設置して、検討していきます。
監事による確認		１．報告の内容 当学園が大学ガバナンスコードの各原則に照らして、現在の状況が適合しているか否かについては、私立学校法、学校教育法に則して、寄附行為、学則をはじめ、各種の規程の内容及び実際の運用が調査した結果が明記され、現状を正確に反映していることが認められる。 ２．調査の過程 （１）適合状況の調査の体制 大学ガバナンスコードに対する適合状況の調査に際しては、2021 年 11 月開催の常務会において、当初、適合状況を公表する項目のみ策定されたが、その後、各原則に照らした適合状況まで調査が完了し、報告できたことは、理事長、学長をはじめとして、学校法人と大学が協力し、検討会が適宜開催され、十分な体制で臨んだことが認められる。 （２）検討会の役割 前掲の検討会の役割は、次の事項の実施であったことが認められる。 ①　国立大学法人、公立大学法人、学校法人、株式会社のガバナンスコードに対する対応について情報の収集に努めたこと ②　大学ガバナンスコードの選定に際し、いわゆる基本方針を定めるのではなく、大学ガバナンスに係る主要な課題に対する適合状況を comply or explain 方式により行うことを決定したこと ③　各原則に照らして、当学園の状況を調査したこと ④　適合しない原則、適合していてもより精緻なガバナンス体制を継続して構築していく体制として、ガバナンス委員会の設置を提案したこと （３）理事会での報告 適合状況については、理事会にて報告され、承認されたことが認められる。 ３．今後について 今後は次の事項等について更に積極的に取り組み、当学園のガバナンスが更に機能することを期待したい。 【原則２－２　ステークホルダーとの関係の恒常的検討と行動準則の策定・実践】 補充原則２－２① 【原則３－１　情報開示の意味の検討】 補充原則３－１② 【原則３－２　情報開示の充実】 補充原則４－８③ 補充原則４－１３②

【大学ガバナンスコードの実施状況】		
記載事項	**更新の有無**	**記載欄**
大学ガバナンスコードの各原則の実施状況		当学園は、各原則を下記に説明する原則を除き、すべて実施しています。
大学ガバナンスコードの各原則を実施しない理由		【原則１－３　財政政策と大学の目的実現及び学校法人と設置大学の協働関係構築の関係】 財務政策の検討結果の公表については、今後検討してまいります。 【原則２－２　ステークホルダーとの関係の恒常的検討と行動準則の策定・実践】 当学園に関係する各ステークホルダーとどのような手段でコミュニケーションを取り、適切な協働関係をどのように構築すべきかについて、行動指針を策定することを検討してまいります。 補充原則２－２① 同上 補充原則２－４② 内部通報窓口については、現行は学内のみです。今後、学外に設置することについては検討してまいります。 補充原則２－５① 当学園は、教育、研究、診療その他の場面で、当学園に関係する方が不当な差別を受けることがないよう努めております。 大学としての障がい者の受入姿勢・方針については、「藤田医科大学障がい学生支援に関する基本方針」により明らかにしております。 今後は、職員、患者の受入れについても検討してまいります。 【原則３－１　情報開示の意味の検討】

		今後、情報開示方針について検討してまいります。 補充原則３－１② 情報開示方針の策定に際し、検討してまいります。 【原則３－２　情報開示の充実】 開示を求めている事項及び情報について発信していくことを検討してまいります。 補充原則４－１④ 当学園においては、学則その他の規程により、副学長、学部長の役割を定め、必要な権限を付与している。ただし、一部、対象となる職員が不明瞭な規程もあるが、これについては適宜見直しを行っていく。 補充原則４－５③ 監事の監査の方針として、学校法人藤田学園監事監査規程を定めている。なお、今後は監査基準の策定、充実に努めてまいります。 補充原則４－８③ 当学園においては、多選禁止を定めておりません。教育・研究などの事業は短期的に成果が出ることは少なく、かつ継続的に見守る必要性もあることや適当な人材の確保が困難であるという事情も相まって、多選禁止とはしておりません。 【原則４－１０　理事会の実効性確保のための前提条件】 理事の構成としては、知識、経験、能力をバランスよく備え配しております。多様性については、十分とは言えませんが、常に意識しており、今後も規模の拡大を進めてまいります。 監事については、財務・会計に明るいことや、法人の経営に関し経験・知見のある方を選任しております。 理事会の実効性に関する分析、評価については、今後検討してまいります。 補充原則４－１０① 当学園の業務を執行することを職務とする理事には教職員たる理事を充て、業務を執行せず、学外から助言、監督を職務とする理事を学外から招聘しております。なお、その比率については学外からの理事を原則として２割程度としております。ただし、適切な候補のないときは、この限りではありません。 役割と比率についての方針については策定を検討してまいります。 補充原則４－１０③ 役員の選任手続きについては、寄附行為に定めているとおりです。 役員の選任に関する方針については策定を検討してまいります。 補充原則４－１３② 理事及び監事に対するトレーニングの方針の策定について検討してまいります。 【原則５－４　学長の責務（4）】 仮に学長の決定が教授会の意見と異なる形で、権限の行使がされた場合には、守秘義務を負うなど正当な理由のない限り、できるだけその理由を説明するよう努めるものとします。 補充原則５－４② 学生に対する懲戒処分について、学長の決定と審議の結果が異なる場合の教示の手続きがないため、規程を改正し、当該不利益処分を受ける者に対してその旨を教示することを予定します。

【大学ガバナンスコードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	**更新の有無**	**記載欄**
【原則１－１　目的等の明確化と公表】		藤田医科大学は、学校法人藤田学園寄附行為（以下、寄附行為という）第５条に基づき設置されている。 藤田医科大学は、藤田医科大学学則（以下、学則という）第１条において、教育基本法、学校教育法に基づき、「独創一理」の建学の理念の下に、激変する社会機構と高度医療社会における先進の医療系総合大学として、医学、臨床検査学、看護学、放射線学、理学療法学、作業療法学、臨床工学及び医療経営情報学の教育並びに研究を行い、独創的探究心と謙虚で豊かな人間性を有し、地域の保健、医療、福祉に貢献できる「良き医療人」を育成することを目的とすることとしつつ、学則別表１において、学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的を具体的に明らかにしている。 ○学校法人藤田学園寄附行為 https://www.fujita-hu.ac.jp/about/dubv6r0000000hjb-att/j93sdv0000005vgz.pdf ○藤田医科大学学則 https://www.fujita-hu.ac.jp/about/j93sdv0000006s08-att/j93sdv0000006s24.pdf
補充原則１－１①		上記のとおり学部及び学科ごとに目的を定め、当該目的に沿ったカリキュラムの編成を行い、年に一度の定期的な見直しを行っております。 なお、見直しに際しては、産業界等などの第三者の意見も参考にしております。
【原則１－２　学校法人と設置大学の実効的協働関係の構築】		経営に関する事項については、理事長に基本的な権限があるが、一定の重要事項については、常務会及び理事会の決議事項として理事長限りでの決定ができないこととしております。 教学に関する事項については、学長に基本的な権限があるが、全学教学運営委員会において諮問しながら、最終的な権限の行使をしている。また、教学に関する事項のうち、組織、人事、一定以上の金銭の支出を伴うもの、学則等の重要な規程については、学長限りで決裁することはできず、常務会又は理事会での決議を必要なものとしている。 なお、全学教学運営委員会には理事長及び常勤監事が陪席し、理事会には全学教学運営委員会の運営報告を毎月行うことにより、大学の運営状況を共有している。 上記のとおり実効的な協働関係が機能していることから、組織の課題を検討する特別な体制は整備していないが、必要に応じて検討してまいります。
【原則３－１　情報開示の意味の検討】		情報開示方針の策定については、今後検討してまいります。
【原則３－２　情報開示の充実】		開示を求めている事項及び情報の発信については、今後検討してまいります。
補充原則４－５①		当学園は、監事１名を常勤とし、その旨を公表しております。 監事を補佐する事務局としては、法人本部監査室及び法人本部総務部を充てております。

補充原則４－６①		理事、監事及び評議員については、ホームページ上で公開しております。
【原則４－７　外部理事制度の活用検討】		当学園は、理事のうち、３名を外部理事とすることにより、経営上の重要な事項の決定に際し、社外有識者の知見を取り入れるとともに、理事会の業務執行の監督機能の強化を図っております。また、外部監事２名を含む監事による監査を実施しております。 このような体制とすることにより、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されているものと判断しております。
【原則４－８　評議員会の位置付け】		当学園においては、評議員会の議決を要する事項は設けておりません。 評議員に求める要件及び選任方法については、寄附行為に定めております。
補充原則４－８①		評議員の位置付けについては、寄附行為に記載のとおりであり、寄附行為はホームページで公表しております。 また、評議員の氏名についても同様に公表しております。
補充原則４－８②		評議員の構成の比率については、寄附行為に定める定員から判別することができます。 この比率の設定については、理事長が評議員会に意見を聴く事項につき、関わりのある者に、卒業生、外部の有識者として客観的に判断できる方を加え、適切に議論できるよう員数を設定しております。
補充原則４－８③		当学園においては、多選禁止を定めておりません。教育・研究などの事業は短期的に成果が出ることは少なく、かつ継続的に見守る必要性もあることや適当な人材の確保が困難であるという事情も相まって、多選禁止とはしていないところでございます。
補充原則４－８④		要件に合う方につき、格別の選出母体があるわけでもなく、候補者の選定が困難であることから、理事会において信任する方法により行っております。
補充原則４－１０①		当学園の業務を執行することを職務とする理事には教職員たる理事を充て、業務を執行せず、学外から助言、監督を職務とする理事を学外から招聘しております。なお、その比率については学外からの理事を原則として２割程度としています。ただし、適切な候補のないときは、この限りではありません。 役割と比率についての方針については策定を検討していまいります。
補充原則４－１３②		理事及び監事に対するトレーニングの方針の策定については、今後検討してまいります。